

外国人材受入企業等緊急支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、水際対策として国から要請されている入国後の待機に係る費用負担など、外国人材の受入に当たって生じる追加的費用を負担している外国人材受入中小企業等に対し、安定した事業継続を支援するため、外国人材受入企業等緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付するものとし、その交付等に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年規則第91号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「中小企業等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項に定める「中小企業者」及び別表1に定める事業者とする。
- (2) 「外国人材」とは、令和3年度外国人の新規入国の一時停止措置解除日以降に日本に入国した日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二に定める在留資格のうち、「高度専門職」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「介護」、「技能」、「特定技能」又は「技能実習」の在留資格を有する者並びに同法別表第一の五に定める「特定活動」のうち、この要綱の別表2に定める活動に従事する者をいう。
- (3) 「水際対策への対応」とは、新型コロナウイルス感染症の影響により、日本への入国時の検疫において外国人材に対して求められる対応のうち、当該入国の日の翌日から起算して政府が示す経過観察措置期間、ホテル等に待機すること等、国が求める措置への対応をいう。
- (4) 「県内企業等」とは、県内に所在する事業所において外国人材を雇用する法人又は個人をいう。
- (5) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に定める「監理団体」をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に定めるものであって、補助金の交付対象となる経費を現に負担した者とする。

- (1) 県内に所在する事業所において、外国人材を雇用する中小企業等
- (2) 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた県内監理団体

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、水際対策への対応のために交付対象者が負担した令和3年度外国人の新規入国の一時停止措置解除日以降に入国した外国人材に係る宿泊費及び待機期間短縮のための検査費とする。

2 対象経費は、消費税及び地方消費税を含めない額とする。

3 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、外国人材1人当たりの上限額を次のとおりとする。

宿泊費（1泊当たり）	3千円
検査費	1万円

4 前項の規定により算出した補助金の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

5 前二項の規定により、対象経費ごとに算出した補助金額の合計額は、外国人材1人当たり4万5千円を上限とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記様式第1号によるものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 誓約書

(2) 計算シート

(3) 在留資格及び入国日を証する書類の写し

(4) 県内に所在する事業所で雇用する外国人材であることを証する書類の写し

(5) 補助対象経費の領収書の写し

(6) 振込先口座の通帳の写し

(7) その他知事が特に必要と認める書類

3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者

4 知事は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察機関に照会

することができる。

(交付の決定及び額の確定等)

第6条 知事は、第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該交付申請書の内容を審査し、補助金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。

2 知事は、前項の決定において、第5条の交付申請をした事業者（以下「申請者」という。）に対し補助金を交付する場合にあっては、口座振込をもって交付決定の通知とし、補助金を不交付とする場合にあっては、別記様式第2号により、通知する。

(実績報告)

第7条 規則第12条の実績報告書は、別記様式第1号によるものとし、第5条の規定による交付申請書の提出と兼ねるものとする。

2 別記様式第1号の提出期限については、知事が別に定めるものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第15条の規定により交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 申請者が、虚偽の申請等の不正や、その他知事が不相当と認める行為により補助金を受領したことが判明した場合

(3) 申請者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合

(4) 申請者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(5) その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとし、当該返還を命じた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を徴するものとする。

3 前項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申

請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

(立入検査等)

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第11条 事業者は、補助金に係る証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月17日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

(注 1) 業種は、中小企業支援法で定めるところによる。

中小企業等	主たる事業	業種	「常時使用する従業員の数」 又は「出資の総額」のいずれか を満たすこと	
			常時使用する 従業員の数	出資の総額
社会福祉法人 医療法人	老人福祉・介 護事業	サービス業	100人以下	5千万円以下
特定非営利活動法人 一般社団法人 一般財団法人	老人福祉・介 護事業	サービス業	100人以下	5千万円以下
	農業	その他の業種	300人以下	3億円以下
農業法人	農業	その他の業種	300人以下	3億円以下
農事組合法人	農業	その他の業種	300人以下	3億円以下
漁業生産組合	漁業	その他の業種	300人以下	3億円以下
森林組合	林業	その他の業種	300人以下	3億円以下

(注 2) 主たる事業及び業種は、この表によりがたい場合は、事業の実態に応じて判断する。

別表 2 (第 2 条関係)

出入国管理及び難民認定法別表第一の五に定める特定活動のうち、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成 2 年 5 月 24 日法務省告示第 131 号）のうち、下記に定める活動に従事する者

在留資格	対象とする活動
特定活動	16号, 17号, 20号, 21号, 27号, 28号, 32号, 35号, 37号, 42号, 46号

別記様式第1号（第6条関係）

別記様式第1号

広島県外国人材受入企業等緊急支援事業補助金申請書

広島県知事 様

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、次の費用を負担したため、外国人材受入企業等緊急支援事業補助金を申請し、請求します。
 なお、記載（チェック）した事項については事実と相違ありません。

申請日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

1 申請者の情報（法人の場合は会社等の所在地を、個人事業主の場合は代表者の住所を記入してください。）

申請者情報	所在地	〒											都・道 府・県	区・市 町・村	
		番地等													
		法人 番号													※法人の方のみ
	フリガナ														
	法人名又は 屋号・店名														
	業種分類 (※1)	<input type="checkbox"/> 製造業、建設業、 運輸業、その他				<input type="checkbox"/> ゴム製品製造業				<input type="checkbox"/> 卸売業				<input type="checkbox"/> 小売業	
	<input type="checkbox"/> サービス業				<input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は情報処理サービス業				<input type="checkbox"/> 旅館業						
従業員数 (※2)											資本金又は 出資の総額				
代表者 役職											フリガナ				
											代表者氏名				
事業所情報(※3)	所在地	〒	広島県											区・市 町・村	
		番地等													
	フリガナ														
	事業所名称														
連絡先	担当者	所属											フリガナ		
	メールアドレス											氏名			
													電話番号 (※4)		

- ※1 主たる業種にチェックして下さい。
- ※2 常時使用する従業員の数を記入して下さい。
- ※3 外国人材を雇用している事業所が複数ある場合は、申請書は事業所ごとに記入して下さい。
- ※4 連絡先の電話番号は、午前9時から午後5時に繋がる電話番号を記入して下さい。

2 取組内容(※5)

①	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	②	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
	宿泊者・受検者					在留資格						宿泊者・受検者					在留資格				
③	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	④	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
	宿泊者・受検者					在留資格						宿泊者・受検者					在留資格				
⑤	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	⑥	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
	宿泊者・受検者					在留資格						宿泊者・受検者					在留資格				
⑦	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	⑧	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
	宿泊者・受検者					在留資格						宿泊者・受検者					在留資格				
⑨	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日	⑩	待機(宿泊)期間	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
	宿泊者・受検者					在留資格						宿泊者・受検者					在留資格				

※5 宿泊者又は受検者ごとに記入してください（補助対象者が10人以上いる場合は、申請書を2枚提出してください。）。

3 振込先口座

金融機関名											本・支店名					≪県使用欄≫ (決定額) ※ 県で使用しますので、 記入しないでください。
預金種目	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	金融機関 コード					支店 コード						
口座番号											右詰めで記入してください。					
フリガナ																
口座名義																

別記様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日
号

（申請者の住所、名称、氏名等） 様

広島県知事

不交付決定通知書

年 月 日付けで申請の外国人材受入企業等緊急支援事業補助金については、外国人材受入企業等緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、不交付とします。

■不交付の理由